

森林環境交付金事業(地域提案重点枠)の審査方法の改正(案)

平成19年3月23日決定

森林の未来を考える懇談会

【改正理由】

森林環境交付金事業(地域提案重点枠)の審査方法については、18年度における二度の審査を経て懇談会における採択の条件を一定程度示すことができたことから、下記のとおり改正することとしたい。

1 基本的な考え方(※そのまま維持)

- (1) 森林の未来を考える懇談会が主体となり公正な審査を行う。
- (2) 懇談会(審査過程)は非公開とする。審査結果については、懇談会開催の後、採択事業が決定された上で公表する。ただし、不採択事業の個々の内容は公表しない。

2 審査の進め方(※今回改正)

- (1) 事務局(県)による採択案の作成
懇談会における採択の条件を踏まえ、事業予定調書(事業要望書)について事前に申請者の考え方を聞いた上で、採択案を作成し懇談会に諮る。
- (2) 懇談会による審査・決定
採択案を参考として、事業の採択の可否及び事業に対するコメント(評価・助言)について協議し決定する。